

給食室の焼物機の一酸化炭素（CO）検査について

概ね10年以上経過の焼物機を有する学校を対象としています。

検査期間は概ね7月から8月末とします。

焼物機の排気ガスの温度と検知管法によるCOの濃度を測定します。

測定の際の注意事項等

- 1 学校と実施日時の調整を行ってください。その際、測定時の焼物機の点火等は学校側職員にお願いしてください。
- 2 測定方法は、検知管法によるスクリーニング検査とします。
焼物機を点火し、2分経過後、最大温度に上げ、直ちに測定します。
- 3 測定場所は、焼物機排気口とし、排気口から排出される排気ガスの温度と、一酸化炭素（CO）の濃度を測定してください。
測定範囲は概ね30～500ppm（0.03～0.5vol%）とし、測定中にサーモスタットにより燃焼が休止していないこと及び給食室の換気扇が稼働していることを確認してください。
- 4 測定終了後は学校焼物機CO測定票に結果を記入してください。COの読み取り値と、温度補正表から補正した値も併せて記入をお願いします。
- 5 測定票及び報告書作成後は、測定票を地区長宛て、報告書を学校長宛て提出してください。